

## 船舶職員及び小型船舶操縦者法

(定義)

第二条 この法律において「船舶」とは、第二十九条の三に規定する場合を除き、日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）、日本船舶を所有することができる者が借り入れた日本船舶以外の船舶（国土交通省令で定めるものを除く。）又は本邦の各港間若しくは湖、川若しくは港のみを航行する日本船舶以外の船舶であつて、次に掲げる船舶以外のものをいう。

- 一 ろかいのみをもつて運転する舟
- 二 係留船その他国土交通省令で定める船舶
- 2 この法律において「船舶職員」とは、船舶において、船長の職務を行う者（小型船舶操縦者を除く。）並びに航海士、機関長、機関士、通信長及び通信士の職務を行う者をいう。
- 3 前項の船舶職員には、運航士（船舶の設備その他の事項に関し国土交通省令で定める基準に適合する船舶において次の各号の一に掲げる職務を行う者をいう。）を含むものとする。
  - 一 航海士の行う船舶の運航に関する職務のうち政令で定めるもののみを行う職務
  - 二 機関士の行う機関の運転に関する職務のうち政令で定めるもののみを行う職務
  - 三 前二号に掲げる職務を併せ行う職務
  - 四 航海士の職務及び第二号に掲げる職務を併せ行う職務
  - 五 機関士の職務及び第一号に掲げる職務を併せ行う職務

## 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則

(近代化船の基準)

第二条の二 法第二条第三項の国土交通省令で定める基準は、次項に規定する第一種基準、第三項に規定する第二種基準、第四項に規定する第三種基準又は第五項に規定する第四種基準とする。

- 2 第一種基準は、次のとおりとする。
  - 一 機関区域無人化船（船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）第九十五条に規定する機関区域無人化船をいう。以下同じ。）に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定に基づく基準に適合する船舶であること。
  - 二 別表第一に掲げる設備を有すること。
  - 三 総トン数（令別表第一の配乗表の適用に関する通則9に定める総トン数をいう。以下同じ。）五千トン以上で、かつ、出力六千キロワット以上の推進機関を有する遠洋区域を航行区域とする船舶であること。
  - 四 船舶の設備、用途及び就航航路に応じて停泊中における船舶の設備の点検及び整備その他の作業に係る支援体制が確保されていることについて、国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 3 第二種基準は、次のとおりとする。
  - 一 前項第一号及び第三号に掲げる基準
  - 二 別表第一の二に掲げる設備を有すること。
  - 三 前項第四号に掲げる基準
- 4 第三種基準は、次のとおりとする。
  - 一 第二項第一号及び第三号に掲げる基準
  - 二 別表第一の三に掲げる設備を有すること。
  - 三 第二項第四号に掲げる基準
- 5 第四種基準は、次のとおりとする。
  - 一 第二項第一号及び第三号に掲げる基準
  - 二 別表第一の四に掲げる設備を有すること。
  - 三 第二項第四号に掲げる基準

## 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 附則

### 別表第一 (第二条の二関係)

- 一 燃料油タンクの船外からの注油管の弁の遠隔制御装置(弁の配置により遠隔制御を要しない船舶を除く。)
- 二 燃料油タンク(機関室内のものを除く。)の遠隔液面監視装置及び高位警報装置
- 三 主機の運転状態の自動記録装置
- 四 衛星航法装置
- 五 自動操舵装置
- 六 船首及び船尾の係船装置の遠隔制御装置
- 七 液体貨物の遠隔制御荷役装置(ばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶に限る。)
- 八 遠隔制御バラスト水張排水装置(荷役時において特に船体の傾斜及びトリムの制御を要する船舶に限る。)
- 九 荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ及び暴露甲板鋼製ハッチ・カバー(ポンツーン型のものを除く。)の動力開閉装置
- 十 海事衛星通信装置